

第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画（徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。） 策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画（徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。）策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画（徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。）」（以下、「次期計画」という。）を策定するにあたり、関係法令や基本指針、徳島市の子ども・子育て支援施策等を踏まえた計画策定の支援を目的とする。

なお、第3期計画の策定に当たっては、子ども貧困対策推進計画の内容を包含するものとする。

第2 業務概要

- 1 業務名 第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画（徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。）策定支援業務
- 2 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があつた場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第3 担当部局

〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地
ふれあい健康館 3階

徳島市子ども未来部子ども政策課企画担当

電話 088-621-5240

FAX 088-621-5036

電子メール kodomo_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、本市の指名停止措置を受けていない者
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

第 5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号） 1 部
 - ・代表者印を押したもの。
- イ 誓約書（様式第 2 号） 1 部
- ウ 会社概要書（様式第 3 号） 1 5 部
- エ 業務実績書（様式第 4 号） 1 5 部
- オ 直近年度の納税証明書 1 部
 - ・発行後 3 か月以内の原本。

※法人税、法人事業税、法人都道府県民税に関する納税証明書。

法人都道府県民税は、本社所在地の都道府県に係るもののみ。

- (2) 提出期限 令和 6 年 4 月 2 5 日（木曜日）午後 5 時まで
- (3) 提出場所 第 3 に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第 4 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 6 年 4 月 30 日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和 6 年 5 月 8 日（水曜日）までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土、日及び祝日を除く）
- イ 提出場所 第 3 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 提案全体の趣旨及び方向性について

・子ども・子育て支援制度に関する社会的背景、国の動向について記載し、これを踏まえた上で提案全体の趣旨及び方向性について説明すること。

・子どもの貧困対策に関する社会的背景、国の動向について記載し、これを踏まえた上で提案全体の趣旨及び方向性について説明すること。

(2) 計画策定支援に関する考え方について

計画策定に必要となる次の業務に対する市への支援方法について説明すること。

ア 徳島市子ども・子育て会議の支援

イ その他関連会議・説明会等の支援

ウ パブリックコメントの実施支援

エ 国・他自治体の動向に係る情報等の提供

2 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

(1) 企画提案書鑑（様式第5号）

(2) 企画提案内容がわかる書類

(3) 業務工程表（任意様式）

(4) 業務に係る事業費積算内訳（任意様式）

(5) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 用紙のサイズはA4版とし、各々左上をホチキスで綴じること。ただし、書類作成上、A3版を利用した方がわかりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

(2) 業務に係る事業費積算内訳については、人件費等の経費積算の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年5月10日（金曜日） 午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(4) 提出部数 15部（正本1部、副本14部）

5 企画提案書の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属するものとする。

(2) 市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成 19 年条例第 1 号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第 7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。

- ア 提出書類 質疑書（様式第 6 号）
- イ 提出期間 令和 6 年 4 月 3 0 日（火曜日）午後 5 時まで
- ウ 提出場所 第 3 に同じ
- エ 提出方法 電子メール又は F A X により提出すること

- (2) (1)の回答方法は、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

第 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第 9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、「第 3 期徳島市子ども・子育て支援事業計画（徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。）策定支援業務に係るプロポーザル選定審査委員会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 15 分、質疑 15 分の計 30 分とする。
- イ 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて 2 名までとする。
- エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第 5 で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目（配点 30 点）
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目（配点 50 点）
- (3) 提案価格に関する項目（配点 20 点）
- (4) 最低基準点（60 点×5 人＝300 点）

4 受託候補者の選定

審査会において、3の審査及び評価により各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として選定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

ただし、最低基準点未満の場合は、受託候補者を選定しないものとする。

なお、審査委員会は、受託候補者の選定に当たり、附帯意見を付すことができるものとする。

5 審査結果の通知及び公表

受託候補者を選定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、結果を通知するものとする。

ただし、公表に当たり、選定審査会により選定された候補者以外は、評価点のみを公表し、名称が特定できないよう配慮する。

なお、審査結果に関する質問には回答しない。

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和6年4月11日から令和6年4月25日まで

参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和6年4月30日
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年5月10日まで
ヒアリング及び プレゼンテーション	令和6年5月20日
企画提案書審査結果の通知	令和6年5月23日予定
契約締結	令和6年5月31日予定

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 参加希望者又は企画提案者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

附 則

この要領は、令和6年4月11日から施行する。